

別表3 (第38条関係)

事務の専決事項

(一般・人事に関する事案)

項番	事 案	役職名区分		備 考
		理事長	施設長	
1	理事会の招集及び議案の提出に関する事	○		
2	規程、規則等の制定改廃に関する事	○	○	※1
3	予算の編成及び決算の調整に関する事	○		
4	予算の流用・予算費の支出	○		
5	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	専決しない		理事会付議
6	公示、広告に関する事	○	○	※1
7	寄付の募集及び受領に関する事	○		
8	訴訟に関する事	○		※2
9	債権の免除・効力の変更にに関する事	○		※2
10	法人の組織及び権限に関する事	○	○	※1・2
11	職員の任免に関する事	○	○	合議事項
12	職員の配置に関する事	○	○	合議事項
13	臨時職員、嘱託員の採用に関する事	医師 ○	左以外 ○	※3
14	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	○	○	※3 各所属職員
15	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	○	○	※3 各所属職員
16	職員の初任給に関する事	施設長 ○	所属職員 ○	※3
17	職員の昇給決定に関する事	○	○	合議事項
18	職員の昇格に関する事	○	○	合議事項
19	休職、復権、退職、育児・介護休暇に関する事	○		
20	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○		
21	職員の扶養、通勤等諸手当に関する事		○	
22	利用者の日常の処遇に関する事		○	※3
23	利用者の預り金の日常の管理に関する事		○	※3
24	施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事	○		
25	薬品、給食材料の処分にに関する事		○	※3

項番	事 案	役職名区分		備 考
		理事長	施設長	
26	自動車の運行管理に関する事	○		※3
27	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの ○	簡易なもの ○	※2・3
28	職員の職務分担・勤務体制・日常の労務管理・福利厚生に関する事		○	※3
29	職員の研修に関する事		○	※3
30	各種証明書の交付に関する事		○	※3
31	行政官庁からの照会に関する事	重要なもの ○	簡易なもの ○	※3
32	金融機関を指定する事	○		

備 考 ※1 理事長、施設長および法人会議での専決事項とする

※2 決議事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く

※3 施設長が認めるものは、理事長の決裁を得てその決議権限を部長に委譲することができる

(法人収入に関する事案)

項番	事 案	役職名区分		備 考
		理事長	施設長	
1	委託費及び補助金の収入に関する事	○		
2	過誤納金の充当または還付に関する事		○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○		
4	受贈の承認・寄付金に関する事	○		
5	その他の収入に関する事	○		※1

(法人支出に関する事案)

項番	事 案	役職名区分		備 考
		理事長	施設長	
1	物品の購入及び売却または廃棄に関する事	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
2	請負または委託に関する事	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
3	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための、緊急を要する物品の購入	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。